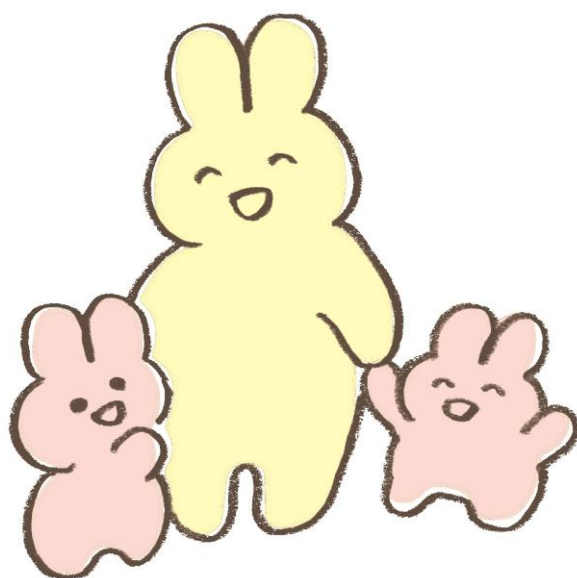


これから児童扶養手当 受給される方へ (保存版)

(令和8年4月版)



【お問い合わせ先】

金沢市役所 こども未来局 子育て支援課

(第一本庁舎2階)

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076) 220-2285

FAX (076) 220-2360

《1. 手当を受けられる方》

金沢市内にお住まいで、次の児童を

{	監護している母
	監護し、かつ、生計を同じくしている父
	母又は父にかわって養育している方

に手当が支給されます。

受給要件

父（母）と生計を別に行っている児童などで、次のいずれかの状態にある場合（支給されるのは、18歳になって最初の年度末の分まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満まで。）

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が生死不明である児童
- ④ 父（母）に1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 父（母）が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父（母）が重度の障害を有する児童
- ⑨ 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

- ① 母（父）が異性と同居あるいは同居していなくても、ひんぱんに定期的な訪問や生計費の補助があるとき
- ② 児童が児童福祉施設に入所しているとき

※あとから上記等の資格喪失事由がわかった場合には手当を返納していただく場合がありますのでご注意ください。

《2. 手当額（全部支給の場合）》

児 童 1 人	児 童 2 人	児 童 3 人
48,050円	59,400円	70,750円

※児童2人目以降1人につき11,350円を加算。

《3. 手当の計算方法》

一部支給の場合の金額は所得に応じ次の算式により計算します。

児童が1人の場合

手当額(及び加算額)

$$= \text{(ア)48,050円} - \underbrace{(\text{A 受給者の控除後所得額} - \text{B 所得制限限度額}) \times \text{(イ)0.0264029}}_{10\text{円未満四捨五入}} + 10\text{円}$$

10円未満四捨五入

A : 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当を加算した額

B : 所得制限限度額は、下表に定める本人の全部支給の所得制限限度額を適用（所得申告上の扶養親族等人数に応じて額が変わります。）

児童2人目以降の加算額 (ア)11,350円 (イ)0.0040719 を上記計算式に当てはめ算出

◆受給者が障害基礎年金を受給している場合には、上記によって計算される手当額(※)と障害年金の子の加算月額との差額分を支給いたします。受給者及び対象児童が障害基礎年金以外の公的年金（障害厚生年金、老齢年金、遺族年金等）を受給している場合には、上記によって計算される手当額と公的年金の月額の差額分を支給いたします。

(※請求者が障害基礎年金等を受給している場合は「所得」に非課税公的年金給付等が含まれます。)

《4. 所得の制限について》

①本人（請求者）の**所得**が所得制限限度額以上あるときは、手当の一部又は全部が支給されません。

②同一生計にある扶養義務者（住民票が世帯分離となっている場合も含みます）がいる場合で、その**所得**が所得制限限度額以上あるときは、手当の全部が支給されません。

児童扶養手当所得制限限度額

本人（請求者）

単位：円

前年中 扶養親族数	（この額未満の場合）全部支給		（この額未満の場合）一部支給	
	給与収入額	所得額	給与収入額	所得額
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000

扶養義務者（本人と同一生計の直系血族及び兄弟姉妹）

前年中 扶養親族数	給与収入額	所得額
0人	3,725,000	2,360,000
1人	4,200,000	2,740,000
2人	4,675,000	3,120,000
3人	5,150,000	3,500,000

この所得額以上の場合には全部停止

(注) ※請求者が父もしくは母の場合には、**養育費**として、父もしくは母及び児童が受け取る金品等（金銭及び有価証券）について、その**金額の80%**（1円未満は四捨五入）が**所得**として取り扱われます。（養育者については含みません。）

※所得は前年（1月から10月までの間に申請する場合は前々年）の所得額です。

※所得額から一律に80,000円の控除があります。

※給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方は100,000円の控除があります。（令和3年11月以降）

※上記の他に特定の控除がありますので、児童扶養手当所得制限限度額表（別紙）をご覧ください。

《5. 手当の支払方法》

児童扶養手当は、『認定請求書』が受付された月の翌月分から支給されることになります。

支給日

奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の各11日（原則として）にその前月分までの分が口座（登録済の預金口座）に自動振込されます。

《6. 現況届》

- （1）児童扶養手当を継続して受給するためには、毎年1回（受付期間8月1日～8月31日）必ず現況届を提出しなければなりません（郵送不可）。
- （2）提出しないと、引き続いて受給資格があっても、11月分以降の手当を受けることができません。
- （3）現況届を2年間続けて提出しない場合は受給資格が取り消されますのでご注意ください。

《7. 届出について》

手当を受けている方は、再婚・事実婚等により受給資格がなくなった場合や、住所・氏名・所得等に変更があった場合において届出が必要となっておりますので忘れずに子育て支援課まで届け出て下さい。

- 現況届・・・詳しくは《6. 現況届》参照
- 資格喪失届・・・詳しくは《1. 手当を受けられる方》参照
- その他の届出
 - ① 手当の対象となる児童数に増減があった場合
 - ② 所得の高い扶養義務者（本人と同一生計の直系血族及び兄弟姉妹）と同居または別居するようになったとき
 - ③ 所得の修正申告をしたとき
 - ④ 転居・転出したとき
 - ⑤ 氏名を変更したとき
 - ⑥ 支払金融機関を変更したとき
 - ⑦ 児童と別居することになったとき
 - ⑧ 受給要件に変更が生じたとき
 - ⑨ 公的年金を受給することになったとき
 - ⑩ 公的年金の金額が変更されたとき

※届出をしないと、未払いの手当があっても支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

《8. 受給開始から5年経過した方等の一部支給停止について》

受給開始から5年または受給できる状況（離婚・死別等）になってから7年を経過した場合等に、手当の1/2が減額されることとなりますが、働いている・求職活動をしている、または働けない事情（障害がある等）がある場合は、事前に手続きをすれば減額されません。